



こども・子育て支援施策 まるわかりガイドブック 2026



山形県

はじめに

山形県には、折々に美しい姿を見せる豊かな自然、先人が磨き上げてきた精神文化と知恵や技、美味しい食べ物、祭り、伝統行事など多くの地域資源が受け継がれています。山形で育つこどもたちは、日々の様々な体験を通して、豊かな感性や好奇心を磨いています。

山形県では、子育てを社会全体で応援するため、また、子育てがこどもにとっても親にとっても充実した楽しいものとなるよう、多くの取り組みを行っています。

このガイドブックでは、医療費や保育料など子育てに係る経済的負担の軽減、子育てと仕事の両立に向けた保育環境の整備、貧困や困難を抱えた世帯への手厚い支援など、様々なニーズに対応した支援メニューを紹介しています。

ご自身にとって必要な支援メニューが活用され、山形県でのしあわせな子育ての一助となれば幸いです。



1 子育て世帯等を応援する取組み

結婚

やまがたハッピーサポートセンター等による結婚に向けた出会い支援 5

結婚応援気運醸成事業 6

学生等を対象としたライフデザインセミナーの開催 7

新婚世帯を対象とした新生活応援事業 8

妊娠出産

不妊検査費用・不妊治療費用への助成 9

卵子凍結等に関する正しい知識の普及及び費用の助成 10

妊娠・出産・子育て安心生活応援事業 11

男性の家事・育児参画応援 12

子育て支援

子育て支援医療給付事業 13

0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業 14

放課後児童クラブ利用料軽減事業 15

ひとり親家庭への助成 16

児童虐待の防止、ヤングケアラー支援 17

やまがた子育て応援サイトの運営 18

やまがた子育て応援パスポート事業 19

情報発信

赤ちゃんほっと♥ステーション事業 20

子育てタクシー事業 21

2 子育て関係施設等を支援する取組み

幼保関係

保育士人材の確保、保育士の処遇改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

乳児等のための支援給付事業（こども誰でも通園制度）・・・・・・・・ 2 3

私立幼稚園特別支援教育運営費補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

地域子ども・子育て支援事業（保育関係）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

地域子ども・子育て支援事業（こども家庭センター関係）・・・・・・ 2 6

放課後児童クラブの運営に対する補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

こどもの居場所の運営及び立上げに対する助成・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

社会参加に困難を有するこども・若者への支援・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

その他

3 「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組み

「こどもまんなか山形」推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0

児童の権利擁護推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1

里親制度推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

やまがた若者地域づくり参加推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

包摂性・寛容性の高い地域づくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動推進事業・・・・・・・・・・ 3 5

やまがたハッピーサポートセンター・ やまがた縁結びたいによる結婚に向けた出会い支援

担当課：多様性・女性若者活躍課 多様性・青少年若者支援担当
電話：023-630-2727

予算額（R8当初）：62,504千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- 県や35市町村などが運営する「やまがたハッピーサポートセンター」、結婚を望む方を応援するボランティア仲人「やまがた縁結びたい」を通して、結婚に向けた出会いの機会を提供するものです。

<成婚実績（令和8年1月現在）>

種別	累計成婚組数
ハッピーサポートセンター	445組
やまがた縁結びたい	292組



やまがたハッピーサポートセンターのホームページはこちら



事業内容

① やまがたハッピーサポートセンター

個別のお見合い推進

マッチングシステム「^{あい}Aiナビやまがた」による1対1の出会い支援サービス

- ・AIによるおすすめのお相手紹介機能を搭載したマッチングシステムを令和4年に導入
- ・登録からお相手検索、お見合いの設定や交際後のやり取り等、すべてオンラインで完結

⇒ 利便性向上によりお見合い・交際件数増

ハッピーサポートセンター



マリッジサポーター

登録

検索、出会い申込み
出会い承諾

お引き合わせ

伴走支援



結婚希望者

② やまがた縁結びたい

ボランティア仲人である「やまがた縁結びたい」が、申込みからお引き合わせ、成婚までをサポート

【新規】結婚応援気運醸成事業

担当課： 1 こども子育て政策課 023-630-2318
2～4 多様性・女性若者活躍課 023-630-2727

予算額（R8当初）：16,995千円
事業期間：令和8年度～

目的

- 結婚や子育ての良さや楽しさを広く発信するとともに、多様な出会いの機会の創出やニーズを踏まえた効果的なサポート、企業等を含めた社会全体での応援などパッケージで展開し、結婚をポジティブに捉えられるよう気運醸成を図るものです。

事業内容

1 結婚をポジティブに捉えるための新たな啓発

2, 540千円

- (1) 県民参加による結婚・子育ての楽しさの発信
- ・ 民間団体と連携し、県民から結婚生活や子育てのエピソードを募集し広く発信
- (2) 結婚・子育てを楽しんでいる著名人による啓発
- ・ 地元プロスポーツ選手等による結婚や子育ての楽しさを伝える動画等を作成し発信



2 マッチングシステム「Ai(あい)ナビやまがた」

の利便性向上

4, 400千円

- (1) 若者の指向を踏まえた料金体系の設定
- ・ 従来の2年コースに加え、1年コースを新設するとともに、利用料金を改定
- (2) 会員登録時における手続きの簡素化
- ・ 「Aiナビやまがた」登録に必要な独身情報についてマイナポータルと連携し、オンラインで確認



3 「結婚支援コンシェルジュ」がコーディネートする

婚活×移住・観光ツアーの開催

7, 683千円

- (1) 専門的な知識・経験を持つコンシェルジュが、地域資源を活用し出会いの場をコーディネート
- ・ 県内外の独身女性と県内男性向けに、果物狩りや冬のアクティビティなど体験型バスツアーを開催

4 「Aiナビやまがた」登録会員向け優待サービス企業協賛

制度の新設

2, 372千円

- (1) 企業や店舗等を含めた地域全体で結婚応援を展開
- ・ 県内の企業や店舗等の協賛により、出会いから交際、結婚まで利用できる割引サービス等を提供

学生や若手社会人を対象としたライフデザインセミナーの開催

担当課：多様性・女性若者活課 多様性・青少年若者支援担当
電話：023-630-2694

予算額（R8当初）：1,364千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- 仕事や結婚、妊娠・出産、子育てを含めた10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供することで、若い世代の結婚観・家庭観の醸成を図り、ライフデザイン形成に活かしていただくものです。

【学生向けライフデザインセミナー】

講師

県外講師 白河 桃子 氏

（相模女子大学大学院 特任教授）



県内講師

- ・ 武田 靖子 氏（株）ジョイン専務取締役）
- ・ 三浦 明弓 氏（庄内恋愛教習所 所長）
- ・ わだ ゆきこ 氏（MOTHER design 代表）
- ・ 小野 卓也 氏（洞松寺 住職）
- ・ 佐藤 亜希子 氏（新庄商工会議所 専務理事）

事業内容

○ 対 象

高校生、専門学校生、大学生、若手社会人

○ 実施内容

【学生向け】

計16校で実施予定

家庭科、総合学習、LHR、学年行事等の枠を活用し、講師による講演やワークショップを実施

【若手社会人向け】

セミナー動画を制作し、市町村や企業が実施する若手社会人向けの研修等で活用するとともに、通年を通して視聴できる環境を整備



新婚世帯を対象とした新生活支援

担当課：多様性・女性若者活躍課 多様性・青少年若者支援担当
電話：023-630-2727

予算額（R8当初）：169,837千円
事業期間：平成28年度～

目 的

- 住宅取得費用やリフォーム費用、家賃、引越費用など、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を助成することで、若い世代の結婚新生活を後押しするものです。

<結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの給付額>

夫婦の年齢	給付上限額
夫婦ともに29歳以下	60万円
上記以外	30万円

【対象世帯】夫婦ともに29歳以下かつ
世帯所得500万円未満であること

【実施市町村】全市町村で実施



事業内容

- 対象世帯
夫婦ともに29歳以下であること
世帯所得が500万円未満であること
(上記の両方を条件を満たすこと)
- 給付上限額
夫婦ともに29歳以下：60万円
上記以外：30万円
- 対象費用
婚姻に伴う住宅取得・リフォーム費用、
住宅賃借費用（家賃）、引越費用
- 給付手続き
お住まいの市町村を通して給付
- 費用負担
国2/3、市町村1/3
(または、国1/2、市町村1/2)

不妊検査費用・不妊治療費用への助成

担当課：こども家庭・母子保健課 母子保健係
電話：023-630-2347

予算額（R8当初）：99,751千円
事業期間：令和4年度～

目 的

- こどもを望む夫婦が、早期に検査に取り組み、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊検査にかかる費用を助成するものです。
- また、従来から実施している保険適用となる不妊治療への助成を併せて行うことにより、不妊に悩む方々の経済的不安を軽減し、安心して妊娠・出産できる環境の整備を図るものです。

※ 約2.6組に1組の夫婦が不妊を心配
（令和3年度第16回出生動向基本調査より）



事業内容

① 不妊検査費助成事業(令和6年度～)

11,424千円

- 助成額：夫婦1組につき上限3万円
（1組の夫婦につき1回限り）
- 負担割合：県10／10
- 助成対象：医師が必要と判断し、夫婦で取り組む不妊検査

② 不妊治療費助成事業(令和4年度～)

88,327千円

- 助成額：採卵術5万円、胚移植術4万円、
精巣内精子採取術9万円
- 負担割合：県10／10
- 助成対象：生殖補助医療のうち、保険適用となる採卵術、胚移植術、精巣内精子採取術治療

【新規】 卵子凍結等に関する正しい知識の普及及び費用の助成

担当課：こども家庭・母子保健課 母子保健係
電話：023-630-2347

予算額（R8当初）：8,938千円
事業期間：令和8年度～

目 的

- 政府が実施する卵子凍結に関する様々な課題の検証を行うモデル事業を活用して、将来の妊娠・出産の希望を叶える環境の整備を図るものです。



事業内容

卵子凍結等に関する正しい知識の普及及び費用の助成

（１）卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発

2, 137千円

- ・ 講習会の開催や普及啓発冊子の作成・配布等により、卵子凍結等に関する正しい知識を普及啓発

（２）卵子凍結及び凍結卵子を用いた生殖補助医療に

要する費用の助成

6, 801千円

- ・ 卵子凍結に要する費用と助成を受けて凍結した卵子を用いた生殖補助医療の費用を助成

妊娠・出産・子育て安心生活応援事業

担当課：こども家庭・母子保健課 母子保健係
電話：023-630-2101

予算額（R8当初）：49,868千円
事業期間：令和4年度～

目 的

- 妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うことで、妊娠・出産・子育てに対する不安感を解消するものです。

事業内容（主なもの）

① ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト

- 対 象
出産された方（赤ちゃん）
- 支援内容
応援メッセージカード、子育て支援パンフレット
赤ちゃんギフトの贈呈
- 費用負担
県1／2、市町村1／2

※ 県内28自治体において実施予定

② 産後ケア事業

- 対 象
退院直後の母子（出産後1年以内）
- 支援内容
助産師、保健師又は看護師等により心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施
- 費用負担
国1／2、県1／4、市町村1／4

③ 妊婦等包括相談支援事業

- 対 象
妊婦・その配偶者等
- 支援内容
市町村のこども家庭センター（子育て世代包括支援センター）で、出産や育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う
- 費用負担
国1／2、県1／4、市町村1／4

男性の家事・育児参画応援

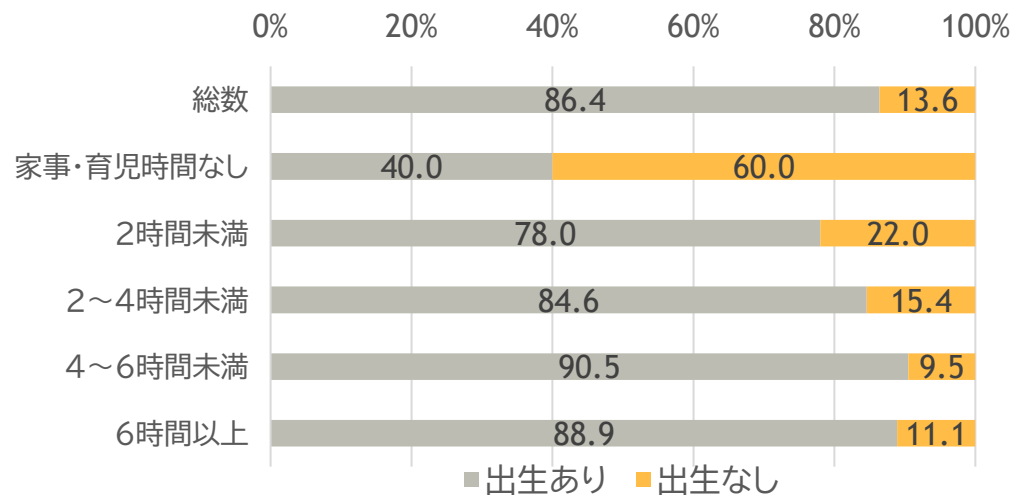
担当課：こども子育て政策課 企画調整担当
電話：023-630-2318

予算額（R8当初）：561千円
事業期間：令和4年度～

目的

- 男性の家事・育児時間と第2子以降の出生状況には相関関係があり、男性の家事・育児への参画を促すことで、子育てしやすい環境をつくっていくことを目指すものです。

くこどもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別に
みた10年間（H14～H24）の第2子以降の出生の状況＞



資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」

事業内容

○ 共家事・共育セミナー（動画制作）

○ 対象

新婚・出産を予定しているカップルや子育て中の夫婦

○ 実施内容

セミナー動画を制作し、対象者が通年を通して視聴できる環境を整備



子育て支援医療給付事業

担当課：こども家庭・母子保健課 母子保健係
電話：023-630-2101

予算額（R8当初）：1,055,756千円
事業期間：平成26年度～（現行制度）

目 的

- 市町村との連携により、こどもの医療費を軽減することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものです。

山形県内の医療費無償化の状況

区分	医療費無償化の状況
入院	全35自治体：18歳まで無料
外来	全35自治体：18歳まで無料

事業内容

① 入院に係る医療費

- 全35自治体：18歳まで無償化
- 費用負担
中学3年まで：県1／2、市町村1／2
高校生年代以降：市町村10／10

② 外来に係る医療費

- 全35自治体：18歳まで無償化
- 費用負担
小学3年まで：県1／2、市町村1／2
小学4年以降：市町村10／10

0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2117

予算額（R8当初）：945,351千円
事業期間：令和3年度～

目 的

- 政府による幼児教育・保育の無償化（3～5歳児）の対象となっていない0～2歳児の保育料の負担軽減に向けて、市町村と連携して保育料の軽減を図るものです。

＜保育料負担軽減の例＞

	軽減前保育料 (月額)	軽減後保育料 (月額)
A市（第3階層）	15,000円	0円
B市（第4階層）	25,000円	10,000円
C町（第5階層）	40,000円	20,000円



事業内容

- 0歳から2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち無償化されていない第3～第5階層（推定年収640万円未満）の世帯の負担軽減を市町村と連携して実施
- 県は、第3及び第4階層については国基準利用料の1/2、第5階層については国基準利用料の1/4を市町村に交付し、市町村はこれに独自軽減を上乗せして（任意）、保育料を設定

保育料無償化に向けた段階的負担軽減の対象

	所得階層区分	0～2歳児	3～5歳児
①	生活保護世帯	全国一律で 既に無償化	全国一律で 既に無償化
②	～年収260万円		
③	～年収330万円	令和3年9月から 負担軽減を実施	
④	～年収470万円		
⑤	～年収640万円	令和7年4月から 負担軽減を実施	
⑥	～年収930万円	政府の動向等を 踏まえて検討	
⑦	～年収1,130万円		
⑧	年収1,130万円～		

放課後児童クラブ利用料軽減事業

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2117

予算額（R8当初）：69,655千円
事業期間：平成24年度～

目 的

- 放課後児童クラブの利用料軽減制度を設けることで、その利用促進を図り、仕事と子育てを両立できる環境整備に資するものです。

＜利用料軽減の対象＞

対象世帯	軽減額（上限）
低所得世帯 （要保護世帯・ 準要保護世帯）	7千円～1万円／月
多子世帯 （兄弟姉妹が同時 入所に限る）	2人目：5千円／月 3人目以降：1万円／月



事業内容

① 低所得世帯に対する利用料支援

- 対象世帯
要保護世帯・準要保護世帯
- 支援の上限額
要保護世帯：1万円／月
準要保護世帯：7千円／月

② 多子世帯に対する利用料支援

- 対象世帯
兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時利用している世帯
（所得制限あり：世帯の推定年収640万円未満）
- 支援の上限額
2人目：5千円／月（利用料の半額が上限）
3人目以降：1万円／月（利用料が上限）

【実施主体】市町村

【負担割合】県1／2、市町村1／2 ※上記①②共通

【拡充】ひとり親家庭への支援

担当課：こども家庭・母子保健課 家庭福祉係
電話：023-630-2267

予算額（R8当初）：124,059千円
事業期間：平成28年度～（現行制度）

目 的

- ひとり親家庭が自立して安定した生活を送り、こどもが幸せに育ち、自立できるよう、各種支援事業を実施するものです。

令和7年度 山形県

ひとり親福祉のしおり

～ひとり親家庭のお母さん、お父さんへ～

相談窓口

いつでもお気軽にご相談ください。相談はすべて無料です。個人の秘密は守られます。[]内は相談受付時間です。

1. 山形県ひとり親家庭応援センター
ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済などの様々な相談をお受けし、問題解決のお手伝いをしています。来所相談、庄内での出張相談、電話やFAXでの相談のほか、メールによる相談にも応じています。法律相談が必要な方には、顧問弁護士の紹介や相談の同行も可能です。
山形市小川町2-3-31 県総合社会福祉センター3F
TEL 023-633-1037 [月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)]
FAX 023-633-0961 メール yamagata-bosiren@deluxe.ocn.ne.jp
- 出張相談会（庄内地区）
日時：5月22日（木）、9月17日（水）、11月11日（火）10:00～15:00
場所：庄内総合支庁 2F 会議室 ※事前の予約をお願いします。

2. 県総合支庁ひとり親福祉担当課、市町村ひとり親福祉担当課
ひとり親福祉等に関する窓口です。詳しくは13,14ページの問合せ先一覧をご覧ください。
3. 母子・父子自立支援員
県総合支庁ひとり親福祉担当課や市福祉事務所（福祉担当課）で、ひとり親家庭や寡婦の皆さんの相談相手となって、問題解決のお手伝いをしています。電話相談、訪問相談も実施しています。詳しくは13,14ページの問合せ先一覧をご覧ください。
4. 民生委員・児童委員
あなたの身近な地域で、くらしやこどもについての心配ごとや相談相手になってもらえる方々です。自宅に「民生委員・児童委員」という表札を掲げています。分からないときはお住まいの市町村の福祉担当課にお聞きください。
5. 児童相談
こどもの養育、しつけ、障がいなど、こどもについての相談は、各市町村児童福祉担当課のほか、次の窓口でも受け付けています。
◎ 福祉相談センター：山形市十日町（TEL 023-627-1195）[月～金 8:30～17:15]
◎ 庄内児童相談所：鶴岡市道形町（TEL 0235-22-0790）[月～金 8:30～17:15]
◎ 家庭児童相談室：市児童福祉担当課や県総合支庁ひとり親福祉担当課にあります。
◎ 児童家庭支援センター「シオン」：鶴岡市下川字窪畑（TEL 0235-68-5477）
[月～土 9:00～18:00（緊急時は24時間）]
e-mail tzion@shionkai.hs.plala.or.jp

事業内容（主なもの）

- ① ひとり親家庭応援センターによる総合的な相談支援 11,004千円
・ 相談者の利便性向上のため、SNSを活用した相談対応等、相談支援体制を強化
- ② ひとり親家庭の自立応援 18,954千円
・ 就職に有利な資格取得をめざすひとり親に対して、各種給付金や資金貸付等によりパッケージで支援
・ 県外から移住したひとり親家庭に対して、食・住まい・就労等をパッケージで支援
- ③ ひとり親家庭の生活支援 91,813千円
・ ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習や食事の提供など、生活向上を支援
・ 物価高騰等による影響を受けている低所得のひとり親家庭へ県産米を提供
・ 仕事や病気等の事情で、家事援助や保育等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣



「山形県 ひとり親支援」で検索

ひとり親に関する支援情報や冊子「ひとり親福祉のしおり」を紹介しています



児童虐待の防止、ヤングケアラー支援

担当課：こども家庭・母子保健課 児童養護係
電話：023-630-2259

予算額（R8当初）：27,797千円
事業期間：令和6年度～（現行制度）

目 的

- 児童虐待に適切に対応するため、発生予防、早期発見・早期対応、適切な保護指導に至る切れ目のない支援を推進するものです。
- また、ヤングケアラーの支援に向けて、早期発見と適切な支援につながるための体制を強化するものです。



事業内容（主なもの）

- ① 児童虐待防止のためのSNS相談 6, 5 6 9千円
 - ・ こどもや保護者自身が、より気軽に相談しやすい仕組みとしてL I N Eによる相談事業を実施
- ② AI機能一体型児童相談所業務支援システムの運用 4, 5 8 7千円
 - ・ 増加する児童虐待に対応するため、児童相談所業務の効率化・迅速化に向けてA I 機能を活用した業務支援システムの運用
- ③ ヤングケアラー支援のためのコーディネーター配置 1 1, 6 8 4千円
 - ・ 市町村や学校、関係機関を訪問し、ヤングケアラーの支援状況を把握するとともに、適切な支援につなげるための助言や情報提供などを行うコーディネーターの配置

やまがた子育て応援サイトの運営

担当課：こども子育て政策課 企画調整担当
電話：023-630-2318

予算額（R8当初）：792千円
事業期間：令和元年度～（現ページ）

目 的

- 山形県内にお住まいの子育て家庭向けに、子育て支援のポータルサイトとして、子育てに関するお悩みへの回答や困ったときの相談窓口の紹介、こどもと一緒に出かけできるおすすめスポット、男性が積極的に子育てに参加するための情報、子育てイベント情報などを提供し、子育てに役立ててもらうものです。



事業内容

- (1) 主な掲載内容（主なページ）
 - ◇ 産前産後・保育のこと
 - ◇ 行政サービス・支援情報
 - ◇ やまがたわくわく体験ガイド
 - ◇ イクメン応援やまがたパパ+（プラス）
 - ◇ イクボス同盟
 - ◇ もしものときは…

(2) ホームページ情報

- 運営者
県（しあわせ子育て政策課）
- アクセス数
約40,000ビュー／月
- URL
<https://kosodate.pref.yamagata.jp/>
（PCサイト向け／スマホ向け）



やまがた子育て応援パスポート事業

担当課：こども子育て政策課 企画調整担当
電話：023-630-2318

予算額（R8当初）：432千円
事業期間：平成19年度～

目 的

- 県内の企業・店舗に協賛をいただき、子育て家庭に商品購入額の割引やポイントアップ、各種サービスを提供する仕組みを整えることで、子育て家庭を応援するとともに、社会全体で子育てを応援する気運を醸成するものです。



事業内容

- 実施主体
県・市町村
- パスポートを発行できる方
妊婦または18歳未満のこどもがいる世帯
- 利用方法
協賛店でのお会計時等にパスポートを提示
協賛店舗数：約3,700店（R8.2月現在）
- パスポートの取得方法
電子画像をスマホ等にダウンロード
（下記サイトから取得できます）
- URL
<https://kosodate.pref.yamagata.jp/passport>
（PCサイト向け／スマホ向け）



<協賛店ステッカー>



赤ちゃんほっと♡ステーション事業

担当課：こども子育て政策課 企画調整担当
電話：023-630-2318

予算額（R8当初）：1,793千円
事業期間：令和4年度～

目的

- 赤ちゃんや小さなこどもを連れた家族が、外出先でも安心して授乳・搾乳やおむつ替えができる施設の登録制度「赤ちゃんほっと♡ステーション」の広報・周知・登録促進を行うとともに、施設整備補助金により、民間施設における授乳室等整備を推進していくものです。

併せて、「赤ちゃんほっと♡ステーション」を起点とした企業による子育て応援の仕組みを整えることで、社会全体で子育てを応援する気運を醸成するものです。



＜登録ステッカー＞

配置された
寄贈品の一例



事業内容

（１）赤ちゃんほっと♡ステーション登録制度

- ・ 女性が授乳できる
- ・ 男性・女性ともおむつ替えができる
- ・ ミルク用の給湯設備又はお湯の提供がある等の要件を満たし、誰でも無料で利用できる施設を県が登録

◇ 登録施設数：156施設（R8. 2月現在）

（２）赤ちゃんほっと♡ステーション設置促進補助金

- 補助対象：赤ちゃんほっと♡ステーションへの登録に向けて授乳室等を整備する経費

○ 補助率：1／2

○ 交付限度額：30万円

（３）赤ちゃんほっと♡ステーション応援企業寄附制度

- ・ 企業からの寄附により提供された紙おむつやおしりふき等を配置することで、社会全体で子育てを応援する気運を醸成するもの

子育てタクシー事業

担当課：こども子育て政策課 企画調整担当
電話：023-630-2318

予算額（R8当初）：ゼロ予算事業
事業期間：平成22年度～

目 的

- 保育所や学校、塾などにこどもを迎えに行けないときの保護者の代わりのお迎えや、緊急時の夜間救急病院などへの送迎、荷物が多くなりがちな乳幼児を連れての外出など、特別なサポートが必要な際に、訓練を受けたタクシー事業者が「子育てタクシー」として、利用者のお手伝いをするものです。



事業内容

- 実施主体
「子育てタクシー」の認定を受けたタクシー事業者
(ドライバーは、養成講座の受講により認定)
 - 利用方法
認定を受けたタクシー事業者に個別に申込み
(タクシー事業者は、下記URL参照)
 - URL
<https://kosodate.pref.yamagata.jp/support/taxi>
(PCサイト向け／スマホ向け)
- ※ タクシーの料金は、利用者の負担となります。

保育士人材の確保、保育士の処遇改善

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2392

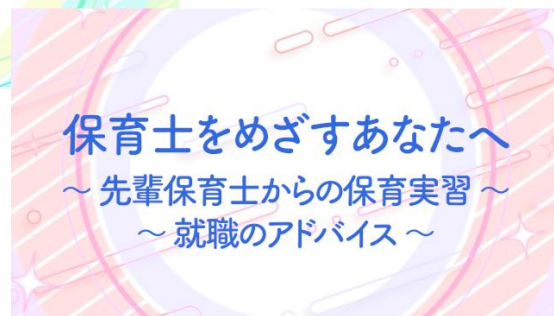
予算額（R8当初）：274,936千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- 保育士人材の安定的な確保に向け、保育士の就業促進や潜在保育士の再就職支援等に取り組むとともに、現役保育士の処遇改善を推進するものです。



先輩保育士の
アドバイスの動画



事業内容（主なもの）

① 保育士育児休業取得促進事業 12,721千円

年度途中から育児休業を取得する保育士がいる民間立保育所等があらかじめ代替保育士を配置する場合の経費を補助するもの。育児休業の取得をすすめ、保育士が働き続けられる職場環境を整備し、キャリアを途切れさせないことで保育士の賃金向上にもつなげる。

【実施主体】市町村

【負担割合】県1／2、市町村1／2

② 保育士修学資金貸付事業 128,035千円 (県負担分を計上)

- ・ 保育士資格の取得を目指す学生に修学資金の貸付を行い、人材確保に資するもの（返還免除制度あり）

【実施主体】県（県社会福祉協議会）

【負担割合】国9／10、県1／10

【新規】乳児等のための支援給付事業（こども誰でも通園制度）

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2392

予算額（R8当初）：68,208千円
事業期間：令和8年度～

目 的

- 全てのこどもの育ちのために、良質な成育環境を整備するとともに、保護者の働き方やライフスタイルに関わらない支援を行うため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度が子ども・子育て支援法に位置づけられ、令和8年4月1日から施行されます。

事業内容

【対象児童】

保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施主体】市町村

【負担割合】国3/4、県1/8、市町村1/8

【こどもにとっての意義】

- 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- 同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

【保護者にとっての意義】

- こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。

こども①誰でも 通園制度



私立幼稚園特別支援教育運営費補助

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2278

予算額（R8当初）：126,224千円
事業期間：令和6年度～（現行制度）

目 的

- 心身に障がいのある幼児が在園している私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園に対し、教育経費の一部をかさ上げ補助するものです。



事業内容

○ 特別支援教育運営費補助(加算)

障がい児一人あたり784千円

(障がい児が2人以上在園又は1人在園かつ在籍園児数80人未満の場合)

【実施主体】 県

【負担割合】 国1／2、県1／2

障がい児1人あたり392千円

(障がい児が1人在園かつ在籍園児数80人未満の場合)

【実施主体】 県

【負担割合】 県10／10

地域子ども・子育て支援事業（保育関係）

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2392

予算額（R8当初）：997,881千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- 少子化や核家族化により多様化する保育ニーズに応えるため、市町村が行う様々な保育メニューを支援するものです。

事業内容（主なもの）

- ① **ファミリー・サポート・センター事業** 26,831千円
乳幼児や小学生等の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方とのマッチングを行うもの
- ② **地域子育て支援拠点事業** 411,127千円
地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を提供するもの
- ③ **一時預かり事業** 227,277千円
急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などでこどもを預かるもの
- ④ **延長保育・病児保育事業** 304,599千円
通常の保育時間を超えた預かりや、病気や病後のこどもの預かりを行うもの

【実施主体】市町村

【負担割合】国1／3、県1／3、市町村1／3

※上記①～④共通



地域子ども・子育て支援事業（こども家庭センター関係）

担当課：こども家庭・母子保健課 児童養護係
電話：023-630-2259

予算額（R8当初）：108,995千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- 市町村が実施する子育て家庭への訪問事業やこども家庭センターの運営事業等に補助を行うことで、こどもを安心して育てることのできる体制整備を支援するものです。

事業内容（主なもの）

- ① **乳児家庭全戸訪問事業** 8, 7 2 3千円
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行うもの
- ② **養育支援訪問事業** 4, 0 7 5千円
妊娠期や出産間もない時期の家庭、虐待のおそれがある家庭への相談支援等を行うもの
- ③ **こども家庭センター事業** 7 4, 4 7 1千円
市町村が設置するこども家庭センター（子育て世帯からの相談対応や家庭訪問等を実施する支援拠点）の運営への助成を行うもの

【実施主体】市町村

【負担割合】①② 国1／3、県1／3、市町村1／3

③ 国2／3、県1／6、市町村1／6



放課後児童クラブの運営に対する補助

担当課：こども子育て政策課 保育係
電話：023-630-2117

予算額（R8当初）：1,760,028千円
事業期間：平成19年度～

目 的

- 放課後児童クラブの運営費等に補助を行い、安定的な運営体制の確保を図るものです。
- 併せて、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて、緊急的にこどもの居場所の整備を行う場合に、その経費を助成するものです。



事業内容

- ① 放課後児童クラブの運営費・人件費等に対する補助
1, 7 5 5, 0 3 7 千円

【実施主体】市町村

【負担割合】国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

※ 待機児童解消に向けた緊急的な居場所の提供を含む

- ② 放課後児童支援員等向け研修会の開催

4, 9 9 1 千円

【実施主体】県

【負担割合】国 1 / 2、県 1 / 2

【拡充】こどもの居場所づくりの推進

担当課：こども家庭・母子保健課 家庭福祉係
電話：023-630-2267

予算額（R8当初）：16,825千円
事業期間：令和3年度～

目 的

○ 貧困や孤立を抱える家庭とそのこどもを支援するため、また、こどもたちが安全に安心して過ごすことができるよう、地域の様々な人々とつながり多様な学びや体験を得ることができるこどもの居場所づくりを推進するものです。



事業内容

- (1)こどもの居場所づくりサポートセンターによる総合的な支援の実施 4, 120千円
- ・ こどもの居場所づくりに関する相談支援、情報発信
 - ・ 地域ネットワーク形成のための研修会の実施
- (2)こども食堂等こどもの居場所づくりに取り組む団体への支援
- 立上げ経費助成 400千円
- [補助額] 立上げ1か所あたり上限10万円
- ※ 既にこどもの居場所の取組みがある市町村の区域内で新規開設する場合、上限5万円
- 運営経費助成 9,900千円
- [補助額] 実施1回あたり1万円（上限18回）
- 県産米の提供 2,307千円
- ・ 物価高騰等による影響を受けているこども食堂等へ県産米を提供

社会参加に困難を有するこども・若者への支援

担当課：多様性・女性若者活躍課 多様性・青少年若者支援担当
電話：023-630-2694

予算額（R8当初）：44,891千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- ひきこもり等により、社会参加に困難を有するこどもや若者を支援するため、県内各地域への若者相談支援拠点の設置及びこども・若者支援地域ネットワークの構築を推進するものです。

＜県内の若者相談支援拠点一覧＞

地域	所在地	拠点名
村山	山形市	フリースペース雨やどり
		フリースペースいろは
		あにまるplus+
最上	新庄市	フリースペースまちかどカフェたまりば
置賜	米沢市	W i t h 優
	南陽市	m a h a L i m
庄内	鶴岡市	若者相談窓口一歩
	酒田市	若者相談支援拠点ひなた

事業内容

① 若者相談支援拠点の設置運営

44,540千円

NPO法人等との協働により、県内4地域8か所に社会参加に困難を有するこども・若者のための相談窓口である若者相談支援拠点を設置し、相談支援のほか、居場所づくり、多様な体験活動機会の提供などを行うもの

② こども・若者支援地域ネットワークの形成

351千円

関係機関の協議会・研修会等の開催を通して、連携強化を図るもの

「こどもまんなか山形」推進事業

担当課：こども子育て政策課 企画調整担当
電話：023-630-2668

予算額（R8当初）：3,395千円
事業期間：令和6年度～

目的

- こども・若者の権利を尊重しながら、その意見を聴き反映する仕組みを整えることで、政府の取組みと歩調を合わせて「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

事業内容

- こども・若者が意見を表明できる機会の確保

① 山形県こども会議

参加者	開催場所	内容・テーマ	実施方法
小学生から高校生まで(20名程度)	県内2か所で開催	・生活環境や学校などについてのこどもの率直な意見など	・小学生でも意見が言えるよう、専門的なファシリテーターを配置して実施

② こども意見箱

- ・やまがた子育て応援サイトを活用して実施

意見聴取の必要性

・こども基本法において、こども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが明記されている



< R7 山形県こども会議 >



< 知事への報告会 >



意見の反映方法

- ・出された意見を全庁で共有し、各種施策に反映
- ・意見聴取後の検討プロセスや結果を、意見表明者に直接フィードバック
- ・県民にも様々な媒体を通して情報発信

児童の権利擁護推進事業

担当課：こども家庭・母子保健課 児童養護係
電話：023-630-2260

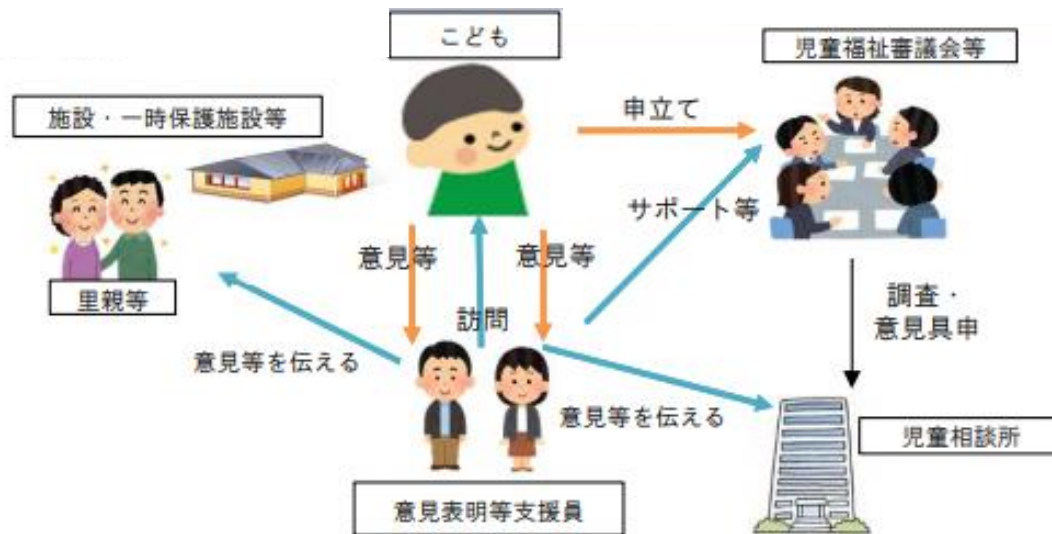
予算額（R8当初）：7,053千円
事業期間：令和6年度～

目 的

- 改正児童福祉法に基づき、児童の権利擁護に係る体制強化や、社会的養護を必要とする児童の意見聴取等の仕組みの整備などを行うものです。

<取組みの一例>

児童の意見聴取等の仕組みの整備



事業内容

○ 児童の権利擁護の推進

- ・ 改正児童福祉法施行に伴う児童相談所職員研修等の実施
- ・ こどもの意見聴取のための体制整備
- ・ こどもの意見表明のための支援
- ・ 親子関係の再構築のためのカウンセリングの実施

【実施主体】 県

【負担割合】 国 1 / 2、県 1 / 2

(または 県 10 / 10)

里親制度推進事業

担当課：こども家庭・母子保健課 児童養護係
電話：023-630-2260

予算額（R8当初）：8,957千円
事業期間：平成20年度～

目 的

- 里親制度の普及啓発、里親養成のための研修の実施、里親への養育支援など、里親制度の総合的な推進を図るものです。



事業内容（主なもの）

① 里親制度の普及啓発 2, 2 2 3 千円

- ・ 普及啓発用リーフレット製作
- ・ 普及イベント、個別相談会の開催

【実施主体】 県

【負担割合】 国 1 / 2、県 1 / 2

② 里親委託への支援 6, 5 9 6 千円

- ・ 里親の資質向上に向けた研修
- ・ 里親等相談支援員の配置等による里親への包括的支援（制度説明会、訪問等による養育支援、里親の相互交流等）

【実施主体】 県

【負担割合】 国 1 / 2、県 1 / 2



やまがた若者地域づくり参加推進事業

担当課：多様性・女性若者活躍課 多様性・青少年若者支援担当
電話：023-630-2694

予算額（R7.2補正）：9,728千円
事業期間：平成30年度～

目 的

- 若者が気軽に相談できる窓口機能の設置、活動のフォローアップを行う若者サポーターの配置等を行うほか、若者の地域とのつながりを深め、やまがたの元気創出を図るため、若者が企画・実行する事業に対して補助を行うものです。



若者向けの地域活動情報紙「WA-CHA」

事業内容

① 若者支援コンシェルジュ事業 4, 7 2 8 千円

地域活動に取り組む若者や若者グループを支援するため、「若者支援コンシェルジュ」を設置するもの



② やまがた若者情報発信事業 7 2 3 千円

- 若者向けの地域活動情報紙「WA-CHA」の発行
- 若者の活動等を紹介するホームページ「やまカツ！」の運営

③ 若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業 4, 2 7 7 千円

若者グループが企画・実行する地域課題の解決や地域の元気創出に資する事業に対して、県が補助を行うもの

- 対 象：高校生～30代までの若者2名以上を含み構成される団体
- 補助上限：20万円
- 採択件数：20件程度

【実施主体】 県

【負担割合】 国 1 / 2 県 1 / 2 ※上記①～③共通 33



包摂性・寛容性の高い地域づくり推進事業

担当課：多様性・女性若者活躍課
電話：023-630-2262 2694 2727

予算額（R8当初（R7.2補正含む））：22,719千円
事業期間：令和7年度～

目 的

- 人口減少対策を強化するため、若者・女性の県内定着・回帰に向けた、魅力的で働きやすく暮らしやすい地域及び多様な方々が一層の社会参画や積極的な挑戦ができる包摂性・寛容性の高い地域の実現に向けた取組みを推進するものです。



事業内容（主なもの）

① 女性活躍の推進

4, 044千円

- ・若手社会人女性と女子学生が交流し、山形で活躍できる人材育成につなげる「Yamagata Women's Link（地域版）」を開催するもの
- 参加対象 山形で活躍する40代までの社会人女性
県内外の女子学生
- 参加人数 村山地域：60名 庄内地域：30名

② 若者活躍の推進

6, 162千円

- ・高校生～20代の若者が、山形で多様な働き方・暮らし方をする人取材し、WEB等で広く情報発信するもの
- 募集対象 高校生から20代の若者
- 参加人数 20名程度

③ 多様性の尊重

2, 763千円

- ・性の多様性に関するリーフレットやポスターを作成し、県民の理解促進を図るもの
- ・性的マイノリティ当事者の方等が抱えている不安や悩みに寄り添う電話相談窓口を設置するもの

④ 地域における気づきと行動変容の促進

7, 100千円

- ・女性や若者の声を活かした動画を作成し、様々な媒体の活用によりアンコンシャス・バイアスへの気づきと性の多様性への理解促進を図るもの

“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動推進事業

担当課：多様性・女性若者活躍課 多様性・青少年若者支援担当
電話：023-630-2727

予算額（R8当初）：2,976千円
事業期間：平成25年度～

目 的

- いじめ・非行の防止・根絶に向け、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体等が一体となって県民運動を展開することにより、こどもたちの率先的な活動を促すとともに、周囲の大人にも共有・共感を広げることで具体的な行動につなげていくものです。



事業内容

- ① いじめ防止標語等の募集とポスターによる啓発
- ② 児童・生徒と地域の大人の対話会の開催
- ③ 市町村における運動の展開支援
- ④ いじめ・非行防止セミナーの開催
- ⑤ インターネットに関する研修会の開催

【実施主体】 県

【負担割合】 県 10 / 10 ※上記①～⑤共通